

2月7日は「北方領土の日」

「北方領土の日」は、北方領土問題に対する国民の関心と理解をさらに深め、北方領土返還要求運動の全国的な盛り上がりを図るために1981年(昭和56年)1月6日に設けられました。「北方領土の日」には、東京で「北方領土返還要求全国大会」が、内閣総理大臣や各政党の代表、元島民、返還運動関係者などの出席のもとに開催され、この日を中心にして全国各地で多彩な行事が行われています。

▼総務課

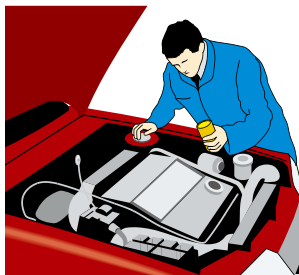
☎ 23局 3506 FAX 23局 0180

自動車の登録手続き・車検はお早めに

自動車の売買・廃車・住所変更などには車検証の書き換えなどの手続きが必要です。

年度末の

3月は、登録手続き・車検などが集中し、大変混雑しますので、早



めの手続きをお願いします。

・車検は有効期間満了日の1カ月前から受けられます。自動車検査インターネット予約システム (<https://www.yoyaku.navigo.jp/pc/reservationTop.do>) をご利用ください。

・登録手続きに伴う自動車税、自動車取得税については、県税豊橋駐在室 ☎ (0532) 32局 6771 へお問い合わせください。

▼愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所

☎ 050(5540)2049

INSPECTION FOR PUBLIC

縦覧

農業委員会委員選挙人名簿

平成27年1月1日現在で調製された農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。

▼縦覧期間 2月23日(月)～3月9日(月) 午前8時30分～午後5時

▼縦覧場所 選挙管理委員会(市役所南庁舎3階総務課内)

▼選挙管理委員会(総務課内)

☎ 23局 3506 FAX 23局 0180

税

TAX

軽自動車税の異動届

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車台帳に登録されている車両の所有者に年額課税されます。

車両の譲渡・売却・盗難・廃棄・所有者の死亡などによって、すでに使用や保有をされていない状態であっても、名義変更や廃車など、異動の届出を行わないかぎり「台帳上の所有者」として課税されます。

届出が済みでない方は、早急に手続きをしてください。

※毎年3月は、軽自動車税申告などの関係から届出が集中し、窓口が大変混雑します。名義変更および廃車の届出は、できるかぎり3月中旬ごろまでに済ませてください。

◆お問い合わせ

・原動機付自転車(排気量125cc以下)、小型特殊自動車(トラクタ、フォークリフトなど)

▼税務課

☎ 23局 3510 FAX 23局 0180

・軽二輪(126cc～250cc)

▼愛知県軽自動車協会豊橋分室

☎ (0532) 34局 4601

・小型一輪(251cc以上)

▼愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050(5540)2049

・軽自動車

▼軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支所 ☎ 050(3816)1771

※名義変更、廃車などの手続きは、軽自動車検査協会のホームページ (<http://www.keikenkyo.or.jp>) でもご覧いただけます。

DONATION

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼12月4日、株式会社ココカラファインヘルスケア様から環境保全活動のため、金8万5619円。

▼12月20日、奈良岩雄様(秋田県秋田市)から博物館資料として、渡辺畢山筆重要文化財千山万水図はじめ31点。(4月に一般公開予定)

ふるさと寄附金

▼12月25日、匿名希望の方から金5000円。

▼1月7日、匿名希望の方から金3万円。